

令和7年度 社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会 事業計画

1. 基本方針

近年私たちを取り巻く社会経済情勢は、国際環境のあらゆる変遷や依然として先の見通せない断続的な物価高騰なども相まって、社会福祉の観点においても生活困窮者やひとり暮らし世帯などへの支援が、引き続き求められる状況となっております。

また、昨年度は元日の能登半島地震や9月の石川県豪雨災害など、自然災害の猛威を私たちは目の当たりにし、改めて被災地の復旧復興を願うとともに、平時におけるあらゆる備えや訓練などは、積み重ねていくことが大変重要であると捉えております。

さらに我が国は少子高齢社会・人口減少時代を迎えようとしており、これまで以上に複雑多様化する社会に、どう適応していくかを含めた福祉事業のブラッシュアップが必要であるとも考えております。

これらのことを踏まえ、令和7年度において本協議会は、住民の皆さまや行政・関係機関とともに作り上げてきた、坂東市地域福祉活動計画の第3次計画が期間満了に伴うことにより「第4次坂東市地域福祉活動計画（5ヵ年計画：令和8年度から令和12年度）」の策定に取り掛かかりたいと考えております。

これまでの振り返りとともに、人々における価値観やライフスタイルの変化などにも注視しながら、持続可能なコミュニティの形成を育むとともに、誰しものがそれぞれの役割の中で輝きある担い手として活躍できる、地域共生社会づくりを目指してまいります。

2. 基本目標

本協議会が、市民の皆さまや行政並びに関係機関などと手を取り合いながら地域福祉活動を進めるにあたり、基本理念『みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち』の具現化を目指していくため、施策の柱である4項目として「ひとづくり」「地域づくり」「しくみの充実」「基盤の強化」を基本目標に掲げております。

基本目標「ひとづくり」	地域福祉への理解を深め助け合う意識を高める
基本目標「地域づくり」	互いを認め尊重し支え合う機運を広げる
基本目標「しくみの充実」	地域に暮らすすべての人に光をあてる
基本目標「基盤の強化」	事業の継続を確かなものとする

3. 事業内容

法人運営・管理

(1) 事業活動と財源の安定

事業活動は、地域のニーズに適した幅広い事業の展開が求められている今日において、地域の特性に応じた福祉事業活動の推進を図る。

事業活動の財源は、補助金、受託金や自主財源である会費、寄付金、介護保険事業収益などで構成し、地域や関係団体などのかかわりが特に重要となっている。このことを踏まえて、福祉事業の適正運営を行うものである。

- ①理事会・評議員会の運営
- ②社協役員・委員等研修会
- ③各種基金の効果的運用
- ④会員の加入促進
- ⑤関係団体との連絡調整、助成金の要請
- ⑥資格取得支援事業

(2) 調査広報活動

行政機関及び各種団体との連絡を緊密にして、住民の各種福祉ニーズに応えられるよう幅広く情報の提供に努める。

- ①社会福祉協議会ホームページの運営
- ②社会福祉協議会だよりの発行
- ③行政広報紙の活用（いきいきニュースなど）
- ④その他広報紙発行
- ⑤住民のニーズ調査
- ⑥新聞掲載や民間企業との連携による情報提供
- ⑦社協地域福祉活動計画の推進・第4次坂東市地域福祉活動計画の策定

(3) 援護活動

要援護者の実態把握に努め、各種援護活動を実施する。

- ①歳末援護活動（要援護者の実態把握や物品給付など）
- ②法外援護活動（行旅人の救済・援護など）
- ③災害援護活動（防災訓練、災害ボランティアセンター支援、火災見舞金品支援など）
- ④被災者支援事業
- ⑤生活困窮者支援事業
- ⑥その他（無縁仏供花など）

(4) 募金運動の推進

赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい募金運動の啓発を強化し、住民への周知に努める。

- ①戸別募金
- ②法人募金
- ③個人募金
- ④イベント・街頭募金
- ⑤団体募金
- ⑥学校募金
- ⑦職域募金
- ⑧その他募金

(5) 善意銀行の運営

ご寄付いただいた善意の金品を地域福祉や在宅福祉の充実のため活用していく。

- ①取扱品名：現金〔福祉寄付（通常）／指定寄付（被災者支援用・その他寄付者意向による）〕
物品〔福祉機器・使用済み切手・使用済みプリペイドカード・エコキャップ・ベルマーク・書き損じはがき・タオル・その他〕
食品〔こども食堂の運営や一時的な困窮により支援を必要としている方々へ食品を提供するため、お米、缶詰、インスタント食品、レトルト食品などの寄付受入を実施。〕

※払い出し先…茨城県社会福祉協議会、教育関係機関、市内福祉施設など。福祉機器などは社協貸出用として有効活用をする。

- ②善意銀行管理運営委員会の推進

福祉寄付や指定寄付の有効活用及び使途の透明性を図り、広報紙などでも周知していく。

- ③フードバンクの取扱い

品質に問題がないが市場で流通できなくなった食品を企業から寄付として受入れ、生活困窮者世帯などへ一時的な支援を行う緊急的支援事業。

地域福祉事業

(1) 地域福祉活動

各種研修会・大会などの情報の提供と実用性の高い福祉講座などを開催し、住民の福祉に対する意識の向上に努める。

①社会福祉大会への参加（全国社会福祉大会、茨城県社会福祉大会）

②各種養成講座・研修などの参加及び企画開催

ア．手話奉仕員フォローアップ講座

（手話奉仕員養成講座修了者を対象にしたスキルアップ講座）

イ．手話教室「入門コース」

（市民を対象とした教室を開催し手話に広く関心を得てもらおう）

ウ．傾聴ボランティア

（会話において受容する聴き方を学び得たボランティアを養成し活躍の場に繋ぐ）

③坂東市社会福祉大会の開催

市内社会福祉関係者が一堂に会し、多年にわたり社会福祉の推進に貢献された方々の顕彰など功績を称えるとともに、地域福祉活動を推進する。

(2) 地域福祉対策事業

誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを目標として、各種福祉サービスの継続的・効果的サービスの提供を行うとともに、関係団体の育成援助などを行う。

①児童・青少年福祉対策

ア．こども食堂

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、安心して子育てができる環境整備や子育て支援を推進する。

「こども食堂」は、「お腹が空いたら食べにおいで ひとりじゃないよ」をキャッチフレーズに、ボランティア（坂東市生活学校）や民間企業（株式会社南海工業）の協力により、ご飯やお菓子を一緒に食べる居場所作りを展開する。

○ボランティアの協力によるこども食堂

実施主体 坂東市生活学校

＝猿島地域＝

・日 時 毎月第4土曜日 午前11時から午後2時まで

・会 場 猿島福祉センターほほえみ ロビー

・参加費 子ども 無料 大人 300円（食事代）

＝岩井地域＝

・日 時 毎月第3土曜日 午前11時から午後2時まで

・会 場 岩井福祉センター夢積館 和室・休憩室

・参加費 子ども 無料 大人 300円（食事代）

○民間企業の支援によるこども食堂

実施主体 株式会社南海工業

・日 時 毎月第2・4土曜日 昼の部・夕方の部

・会 場 焼肉むつみ店舗

・参加費 無料（※保護者へは安価で提供）

イ. 親子ふれあい事業

ウ. ひとり親家庭入学祝い贈呈事業

エ. 交通遺児就学奨励金贈呈事業

②障がい児（者）対策

ア. 身体障がい者福祉団体の育成援助

イ. 視覚障がい者福祉団体の育成援助

声の社協だよりの活用（ボランティアサークルの協力を得て、社協だよりCD版を提供）

ウ. 心身障がい児者福祉団体父母の会の育成援助

エ. スポーツ活動（屋内スポーツ、県スポーツ大会参加）

オ. 研修交流活動（療育キャンプ、雪ん子の集い、日帰り研修）

カ. 社会参加促進（障がい児者及び保護者への情報提供など）

キ. 坂東市障がい児・者福祉施設連絡協議会の運営

（社協と市内障がい児・者施設の連携により、勉強会や交流会などを通じて相互理解と福祉の増進を図る）

③高齢福祉対策

ア. シニアクラブ連合会育成援助

イ. シニアクラブ連合会各種委員会の運営（女性委員会）

ウ. 坂東市民健康体操普及事業

（坂東市民健康体操を広く普及し、貯筋通帳による表彰及び体力測定教室の開催に繋げる）

エ. ゲートボール、グラウンド・ゴルフ大会などの開催

オ. シニア芸能発表大会の開催

カ. 陶芸教室開催

(3) 低所得者対策事業

一時的な収入の減少などにより生活維持が困難な低所得者に対し、民生委員・児童委員協議会並びに関係行政機関などとの連携を密にし、資金の貸付や貸付後の支援を行うことを含め適切な運営を行う。

①小口貸付制度の運営

ア. 小口貸付

・貸付金額 50,000 円

・貸付対象 坂東市内に6ヶ月以上居住する生活困窮者

・貸付方法 本人及び保証人の署名押印をした申請書及び身分を証明する書類を提出し貸付決定を伺う。貸付決定後は借用書を提出する。

イ. 緊急による貸付

緊急的かつ一時的に生活を維持するために小額の資金貸付をする。

・貸付金額 5,000 円

・貸付対象 坂東市内に6ヶ月以上居住する生活困窮者

・貸付方法 本人及び保証人の署名押印をした申請書及び身分を証明する書類を提出し貸付決定を伺う。貸付決定後は借用書を提出する。

ウ. 滞納整理など

・催告及び督促、訪問指導など

・福祉事務所、民生委員との連携

(4) ボランティア活動の推進

ボランティアの育成を進めるとともに市民のボランティア活動に対する理解と関心を高め、積極的、継続的に展開されるよう関係機関との連絡調整を行う。

①出前福祉体験講座（5種目：手話・点字・車いす・白杖・高齢者疑似体験）

②ボランティア活動普及事業協力校

ア．市内小中学校5校を選定など（岩井第一小・岩井第二小・内野山小・東中・猿島中）

イ．3カ年の指定（令和6年度～令和8年度）及び助成など行う

③ボランティア団体育成（坂東市ボランティア連絡協議会の支援）

④ボランティアセンター運営

⑤坂東市逆井城まつりの参加・協力

⑥親子ふれあい陶芸教室

⑦「福祉に挑戦」学生向けボランティア体験事業

（上記体験事業には〈はじめての手話教室〉を含めた形態で実施）

(5) 支部長連絡会の活動推進

社会福祉協議会として小地域活動の活性化とネットワークづくりを推進していく。

①目的

小学校区単位に設置されている13支部の代表者による定期的連絡会の開催を通じ、共通事業など一体的取り組みを含めた地域福祉活動を推進する。

②事業内容

ア．支部長連絡会の定期開催

イ．坂東市社会福祉大会への参加

ウ．災害ボランティアに関する研修会

（地域の様々な福祉活動が積極的に実践、連携されることを重要とし、みんなが「担い手」となれるよう福祉セミナーの開催や、災害に対する研修や訓練などを各関係団体と連携を図り開催する。令和7年度は、「災害ボランティアに関する研修会」を開催予定。）

エ．13支部共通事業などの推進

（きずな声かけ事業のみ共通実施とし体操関係や認知症サポーター養成講座については希望する支部で実施）

オ．その他必要とする事業

(6) 支部活動の推進

小学校区ごとに運営されている社会福祉協議会支部において、地区の協力を得ながらその地区に必要な福祉活動を展開する。

①運営数 各小学校区単位（13支部）で運営

②推進員 支部ごとに福祉推進員を委嘱

③事業内容 社会福祉協議会支部長連絡会との連動により地域性を活かした事業を展開

(7) 愛のバス送迎サービス事業

下肢不自由などのため常時車いすを必要とし、乗用車など乗降することが極めて困難な者に対して、リフト付き車両による医療機関などへの送迎サービス事業を行うことにより、在宅福祉の推進を図る。

(8)福祉用具貸出事業

在宅の高齢者及び心身に障がいがある方などが、福祉用具機器利用により日常生活の質の向上と、介護者負担の軽減を図り在宅福祉の推進に努める。

- ①福祉用具機器の貸与
 - ア. 車いす（1ヶ月以内）
- ②その他

(9)ふれあいサロン事業

高齢者や子育て中の親子などを対象として、地域の孤立感解消や介護予防さらには健康維持向上を図ることを目的に、地域住民などの協力によってふれあい交流を図る機会を構築する。

- ①ふれあいサロン活動の支援（運営費の一部助成や情報提供など）
- ②生活支援体制整備事業（地域福祉ネットワーク事業）との連携

(10)日常生活サポートセンター事業

身近な地域において、高齢者や障がい者、子育て世帯など住み慣れた地域で安心して生活できることを目的として、会員制により家事サポーター並びに子育てサポーターを有償によって実施していく。

①利用種別

- ア. 家事サポーター
- イ. 子育てサポーター

②利用時間及び利用方法

- ・利用時間 日曜日～土曜日（年末年始を除く）
午前7時～午後8時（ただし、会長が必要と認めたときは、この限りでない）
- ・利用方法 利用会員及び協力会員をマッチングさせ支援する

③会費及び利用料

- ・利用会員及び協力会員ともに会費は無料
- ・利用料金（利用券で実施）
- ・利用金額
 - a. 1時間あたり600円（30分以上1時間未満のときはこれを1時間とみなす）
 - b. 延長利用料金は30分未満300円

④サービス内容

- ・食事の世話（支度、後片付け等）
- ・生活必需品等の買い物
- ・衣類等の洗濯
- ・住居内外の簡易な清掃、整理整頓
- ・通院等外出の付添い
- ・産前産後における妊産婦や乳幼児の世話
- ・保護者が病気の場合など、臨時的、突発的な場合の子どもの預り
- ・保育園、幼稚園、放課後児童クラブ等への車での送迎
- ・その他必要と認めたこと

⑤啓発活動及び協力会員養成講座

- ・啓発活動（啓発活動については社協だよりなどの広報紙を活用）
- ・養成講座（養成講座については勉強会などの開催を予定）

受託事業

(1) 受託事業の推進

行政からの委託事業を受託し、住民の福祉ニーズに応じる事業を行う。

① 地域活動支援センター事業Ⅲ型（心身障害者福祉ワークス運営事業）

障害者総合支援法に基づき、地域生活支援事業の地域活動支援センター事業Ⅲ型として実施する。

＝事業内容＝

在宅の知的障がい者及び身体障がい者に対し、社会生活への適応力や基本的な生活習慣の向上・確立を図るための作業訓練や生活訓練などの支援を実施。

- ・作業訓練 内職作業、手工芸品制作等の比較的軽易な作業を通じ、就労に必要となる作業技術や態度の向上を目指した訓練の実施。
- ・生活訓練 挨拶をはじめとする基本的な生活習慣や集団生活訓練、体力増進・機能訓練を目指した各種運動やリハビリ、調理実習などの実施。
- ・社会参加活動 社会見学、買物活動、余暇活動（映画鑑賞や各種施設利用など）、イベント（市や社協主催の事業など）作品販売、ボランティア活動（公共施設の除草・清掃・ゴミ拾い）などの実施。
- ・レクリエーション活動 ボールを使用した各種運動、カードゲーム、ビデオ鑑賞などを通じ利用者間での活発なコミュニケーションを促す。
- ・情操教育活動 情緒の安定を図り、より豊かな人間育成をめざし絵画・書道を定期的実施。
- ・その他 保護者参観日の開催（作業活動参観・個別面談・活動スライドショー上映等）

② 地域包括支援センター運営事業

高齢者などが住みなれた地域でいきいきとした生活が維持できるよう、多様なニーズや総合的相談に対応し、介護予防など必要な支援を包括的・継続的に調整する地域の中核機関として推進する。

ア. 介護予防・日常生活支援総合事業〔一般介護予防事業〕

a. 介護予防把握事業

- ・閉じこもり等の把握
- ・はつらつ体力測定会

b. 介護予防普及啓発事業

- ・健康講話（各種団体などへ）
- ・介護予防手帳等の配布（行政作成物の配布）

c. 地域介護予防活動支援事業

- ・シルバーリハビリ体操3級指導士養成講習会（令和7年度実施）
- ・スクエアステップリーダー養成講習会（令和8年度実施予定）
- ・いきいきヘルス体操指導士会の育成・支援
- ・スクエアステップリーダーの会の育成・支援
- ・ウォーキング教室
- ・認知症予防講座

イ. 包括的支援事業〔地域包括支援センターの運営〕

- a. 総合相談支援業務（初期相談支援や専用電話にて可能な範囲での対応）
- b. 権利擁護業務（成年後見制度などにおける初期相談支援）
- c. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ・介護保険事業者団体連合会の運営
- d. 地域ケア個別会議への参加・協力
- e. 在宅医療・介護連携推進事業に関する業務
 - ・関係者間における研修会実施
- f. 認知症総合支援事業に関する業務
 - ・認知症初期集中支援推進事業
 - ・認知症地域支援・ケア向上事業（認知症カフェなど）

ウ. 任意事業〔その他の事業〕

- ・認知症キャラバン・メイトネットワークの運営
- ・認知症サポーター養成講座
- ・認知症啓発活動

エ. 第1号介護予防支援事業・指定介護予防支援事業

- ・要支援認定者（要支援1・2）で介護予防・日常生活支援総合事業（以下 総合事業）のみを利用する方や、予防給付のみ又は予防給付と総合事業を併用する方に対するケアマネジメント

③手話奉仕員養成講座

聴覚障がい者の生活や関連する福祉諸制度などについて理解を深めるとともに、手話を通じた日常会話や語彙、表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。

ア. 実施主体 坂東市社会福祉協議会

イ. 対象者 市内在住又は在学在勤の概ね16歳以上の手話学習経験がない者など

ウ. 受講料 無料（テキスト代など実費相当分は受講者負担）

エ. 構成など

入門課程 35時間（最低時間）

- ・到達目標 相手の簡単な手話が理解でき手話で挨拶や自己紹介程度の会話が可能なレベル
- ・養成目標 簡単な手話日常会話（語彙300語）や手話表現などを習得する

基礎課程 45時間（最低時間）

- ・到達目標 相手の手話が理解でき、特定の聴覚障がい者とならば、手話で日常会話が可能なレベル。
- ・養成目標 簡単な日常会話を行うに必要な手話語彙（目標語彙数300語入門課程のほか、新たに300語）や必要な手話表現技術、手話の基本文法を習得する。

④地域福祉ネットワーク事業（生活支援体制整備事業）

高齢者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らし続けられる支援体制を構築するために支えあいの仕組みづくりを充実・強化し、地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実が図れるよう、地域の互助を高め地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを推進する。

第1層（市全域）第2層（13小学校区）での生活支援コーディネーターの役割が重要であり、これまでの取組みを踏まえて新たな事業展開を図る。

第1層協議体

ア. 地域福祉ネットワーク会議の開催（支部長連絡会）

第1層協議体は、市全域を網羅することから、主体的に地域福祉活動を推進する。また、第2層協議体からの地域課題や地域資源等の情報共有を図る。

イ. 情報発信

地域の様々な福祉活動が積極的に実践、連携されることを重要とし、みんなが「担い手」となれるよう地域福祉セミナーの開催や、災害に対する研修や訓練などを各関係団体と連携を図り開催する。

ウ. 市との連携強化

地域福祉を推進していく上で、行政との連携は必要不可欠であり、事業等の効果的な運営を実施するため連絡・調整を図る。

エ. 今後も高齢化の進行が予測されるなど、見守り活動の重要性が増してきており、地域の実情に応じた持続可能な見守り・安否確認活動を展開する。

第2層協議体

ア. 小地域福祉ネットワーク会議の開催（13支部）

小地域福祉ネットワーク会議は、支えあいや地域づくり推進を目的とした、定期的な情報共有の場とし、地域の課題やニーズの掘り起こしなど話し合う機会を設ける。

イ. 13支部における交流イベント等の開催

地域のつながりを維持する目的で、各支部においてイベントを開催する。

ウ. ふれあいサロンとの連携

高齢者の居場所や仲間づくり等の交流活動を通して孤独感や不安感の解消に努め、併せて介護予防の促進を図るための支援策としていく。

エ. 生活課題に対するアンケート調査

住みなれた地域で、安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域課題の把握を行い新たなサービスの創出、助け合いの地域を目指すことを目的にアンケート調査を実施する。

オ. 地区懇談会の開催

各地区の地域福祉の担い手（第2層構成員）や地域にお住まいの方々が身近な地域にある、福祉課題を掘り起こし、共有し地域にあった福祉活動の推進および住民同士の支え合いの構築を目的とし開催する。

⑤生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

ア. 実施主体 茨城県社会福祉協議会

イ. 借入窓口 坂東市社会福祉協議会

ウ. 貸付対象 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

エ. 資金種類

a. 総合支援資金

b. 福祉資金（福祉費・緊急小口資金）

c. 教育支援資金

d. 不動産担保型生活資金

オ. 臨時特例つなぎ資金貸付事業

a. 住居のない離職者であって、公的給付制度や公的貸付制度を申請受理されているが資金の交付を受けるまでの間の生活費に困窮している方に対し、当座の生活費を貸付する。

カ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援

⑥日常生活自立支援事業

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者などで判断能力が不十分な人の権利擁護に資することを目的として、自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助に努める。

ア. 社協業務 利用希望者のガイドライン・支援計画や生活支援員の連絡調整・育成研修などを行う。

イ. 利用対象 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者であって日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な人

ウ. 主な内容

- ・福祉サービス利用援助に関すること
- ・日常的金銭管理サービス
- ・書類など預かりサービス

エ. 利用料

- ・福祉サービスの利用援助…1, 100円/1回1時間まで
- ・日常的金銭管理サービス…1, 100円/1回1時間まで
- ・書類等の預かりサービス…500円/1ヶ月
- ・その他交通費

オ. 専門員 1人

カ. 生活支援員 1人

介護保険関連事業

(1) 介護保険事業

介護保険法に従い、サービスの提供を実施する。

① 居宅介護支援事業（ケアプラン作成）の運営

在宅の利用者が必要とする各種サービスを利用者並びに介護者の立場にたち、計画の作成と速やかな連絡調整をし、在宅生活を支援する。

ア. サービス内容

- ・ 契約、利用者及び家族の状況把握、サービス説明
- ・ ケアプラン作成
- ・ 介護給付費請求（国保連合会）

② 介護予防支援業務・第1号介護予防支援事業（予防ケアプランの作成）

ア. サービス内容

- ・ 地域包括支援センターからの介護予防支援業務や第1号介護予防支援事業を受託

③ 地域密着型通所介護事業（デイサービス）の運営

ア. サービス内容

入浴サービス・食事サービス・送迎サービス・生活相談・健康チェック・日常生活動作訓練・レクリエーションなど

イ. 利用料金 介護保険法により定められた金額

ウ. 利用状況 安定した利用者の確保

エ. 運営推進会議の開催

④ 指定基準型通所介護サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）の運営

ア. サービス内容

デイサービスの基本的サービスや生活行為向上のための支援をする

イ. 利用料金 坂東市指定基準型介護サービス事業実施要綱により定められた金額

ウ. 利用状況 安定した利用者の確保

障がい者総合支援関連事業

(1) 障がい者総合支援事業

障害者総合支援法に従い、サービスの提供を実施する。

① 地域活動支援センター事業（身体障がい者デイサービス）の運営

ア. サービス内容

基本的サービス（入浴サービス・食事サービス・送迎サービス・生活相談・健康チェック・日常生活動作訓練など）を通じ社会生活に適応できるよう支援する

イ. 利用料金 坂東市条例に定められる金額

ウ. 利用状況 安定した利用者の確保

② 地域活動支援センター事業Ⅲ型（心身障害者福祉ワークス運営事業）

(注) ②は受託事業(1)受託事業の推進にて掲載

指定管理者制度事業

(1) 指定管理者制度

指定管理者制度を受け、施設の運営管理を代行することによりサービス向上や利便性を図る。

① 猿島福祉センター「ほほえみ」管理運営事業（平成 24 年 4 月 1 日より指定管理開始）

ア. 事業内容

- a. 利用施設 福祉喫茶コーナー、子どもプレイルーム、ふれあいの間、一般浴室、露天風呂
風呂上がり休憩所、リラックススペース、会議室、研修室、工作室、調理実習室
- b. 啓発活動 広報紙やホームページの活用、施設内外の美化を保ち定期的サロンやボランティア活動の拠点として普及啓発に努める。

【猿島福祉センター「ほほえみ」】

社会福祉協議会支所 坂東市山 2721 番地

部屋別	9:00~12:00	13:00~17:00	17:00~20:00
研修室	1,650 円	1,650 円	2,200 円
調理室	2,200 円	2,200 円	3,300 円
ふれあいの間	無料		

猿島福祉センター「ほほえみ」浴室使用料

浴室利用者区分	市内居住者及び 市内在勤・在学者	その他の者	備 考
大人 1 人（中学生含む）	250 円	350 円	
子供 1 人（小学生）	150 円	250 円	
65 歳以上	150 円	250 円	
障害者	無料		
未就学児			

入浴施設 午前 11 時から午後 5 時（最終受付午後 4 時）

② 岩井福祉センター「夢積館」管理運営事業（平成 25 年 4 月 1 日より指定管理開始）

ア. 事業内容

- a. 利用施設 和室、創作室、会議室、研修室、調理室、娯楽室、相談室、ふれあい広場、
ロビー、福祉情報コーナー
- b. 啓発活動 広報紙やホームページの活用、施設内外の美化を保ち定期的サロンやボランティア活動の拠点として普及啓発に努める。

【岩井福祉センター「夢積館」】

社会福祉協議会本所 坂東市辺田 48 番地

部屋別	9:00~12:00	13:00~17:00	17:00~20:00
和 室	1,650 円	1,650 円	2,200 円
創作室			
会議室			
研修室			
調理室	2,200 円	2,200 円	3,300 円
娯楽室	無料		

岩井福祉センター「夢積館」屋外施設 ふれあい広場使用料

ふれあい広場	市内居住者	その他の者
1 人	無料	350 円

収益事業

(1) 自動販売機設置事業

ア. 目的

社会福祉協議会の自己財源のひとつとして、自動販売機設置事業を実施する。

イ. 事業内容

市内関係機関と連携し、自動販売機設置を実施し売上手数料などを社会福祉協議会の収益としていく。

ウ. 自動販売機設置施設

- ・岩井福祉センター「夢積館」
- ・猿島福祉センター「ほほえみ」
- ・さしまクリーンセンター寺久
- ・さしま健康交流センター「遊楽里」
- ・岩井給食センター
- ・前山公園
- ・幸神平公園
- ・ぼうけん広場
- ・創造の池多目的広場
- ・逆井城跡公園